田口会計事務所ニュース　10 月号

今回のテーマ：仕入税額控除の要件となる

区分記載請求書等保存方式

令和元年 10 月 1 日より消費税率の引上げ及び軽減税率が導入されました。同日から令和 5 年 9 月 30 日までの課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として、従前の請求書等保存方式ではなく、区分記載請求書等保存方式（帳簿及び区分記載請求書等の保存）が導入されます。なお、令和 5 年 10 月 1 日以降は適格請求書等保存方式（インボイス制度）となります。

1.　区分記載請求書等の記載事項（下線部が新たに追加）

㋑書類の作成者の氏名又は名称

㋺課税資産の譲渡等を行った年月日

㋩課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び<u>軽減対象資産の譲渡等である旨</u>）

㋥<u>税率ごとに合計した</u>課税資産の譲渡等の対価の額

㋭書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

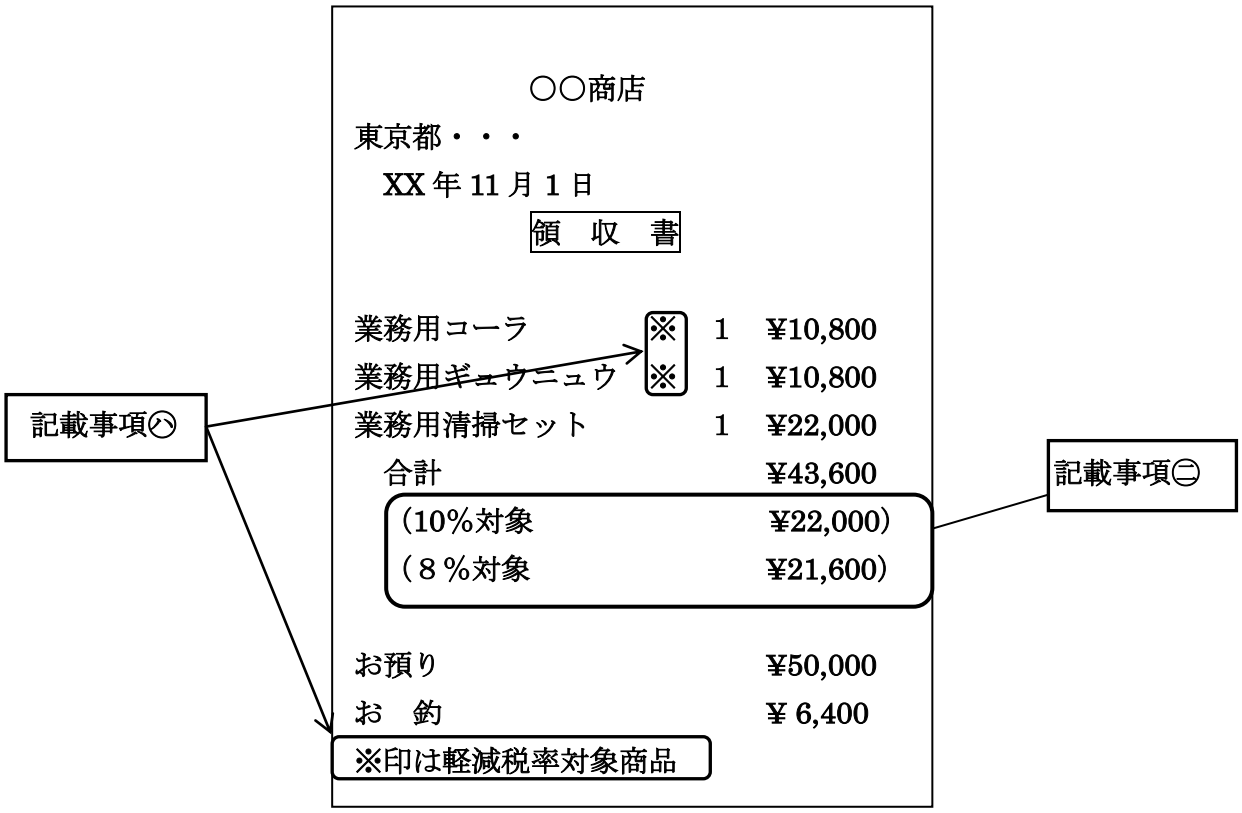

（国税庁　消費税の軽減税率制度に関する Q&A　個別事例編　問 110）

2.　令和元年 10 月 1 日以後の対応

報道によれば、軽減税率対応レジ、システム等の導入が遅れている事業者も多いようで、仕入先や購入先から受領する請求書、レシート等につき、上記 1 の記載がないことも考えられます。そのままでは区分記載請求書等には該当しませんが、購入側で必要な項目を追記することにより、区分記載請求書等として認められます。

また、帳簿にはこれまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載が必要ですが、従前どおり 3 万円未満の取引については、区分記載請求書等の保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

飲食料品の仕入れだけでなく、福利厚生や手土産等で飲食料品を購入する場合、また保守サービスの年間契約で令和元年 10 月 1 日をまたぐ期間の代金を一括で支払う場合（8%を 10%が混在するケース）などには、取引ごとに仕入税額控除の要件を満たすかどうかの確認、対応が必要になります。